

## 長期療養により定期予防接種を受けられなかった方への 接種機会のお知らせ



### 【接種対象者】

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、やむを得ず定期の予防接種を対象年齢の間に受けられなかった方

#### ※特別の事情とは…

- ①次のアからウまでに掲げる疾病にかかったこと（疾病の例は裏面別表）
  - ア．重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
  - イ．白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
  - ウ．ア又はイの疾病に準ずると認められるもの
- ②臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

### 【接種期間】

A 類) MR、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、水痘、B型肝炎は特別の事情がなくなった日から起算して**2年以内**  
※ただし、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、四種混合は15歳未満、B型肝炎は年齢の上限はありません。

B 類) 高齢者の肺炎球菌は、特別の事情がなくなった日から起算して1年以内

### 【接種するまでの流れ】

1. 「申出書」を記載し、「医師意見書」欄には主治医に記入していただく必要があります。  
(様式は、保健所保健予防課、久留米市ホームページ等にあります。)
2. 「申出書」を保健所保健予防課へ提出します。  
※A類の場合は、親子(母子)健康手帳持参のこと。
3. 申出書の内容や接種履歴を確認後、市から接種医療機関長宛の紹介状を発行します。  
(1週間程度かかります。内容によっては、定期接種として受けられない場合もあります。)
4. 医療機関へ予約し紹介状持参の上、接種を受けてください。

#### **久留米市保健所 保健予防課**

〒830-0022 久留米市城南町15-5(久留米商工会館4階)  
TEL:0942-30-9730 / FAX:0942-30-9833